

令和3年(三)第449号

債権者 石地優 外8名

債務者 関西電力株式会社

証拠説明書

(乙122~126の2)

令和3年9月17日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介








弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士	畑	井	雅	史		
弁護士	坂	井	俊	介		
弁護士	谷		健	太	郎	
弁護士	持	田	陽	一		
弁護士	中	室		祐		

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙 122	美浜発電所 3 号炉 地盤 (敷地近傍の 地質・地質構造) について一資料集 一 (敷地と白木一 丹生断層の間の地 質・地質構造) (抜粋)	写し	H28. 5. 20	債務者	美浜発電所の敷地内の破砕帯と 白木一丹生断層との関連性につ いて、債務者が実施した調査及 び評価の内容
乙 123	関西電力株式会社 美浜発電所の発電 用原子炉設置変更 許可申請書 (3号 発電用原子炉施設 の変更) に関する 審査書 (案) に対 する御意見への考 え方 (抜粋)	写し	H28. 10	原子力規制委 員会	債務者が実施した美浜発電所の 敷地内の破砕帯に係る調査及び 評価について、原子力規制委員 会が新規制基準への適合を認め ていること
乙 124	新規制基準におけ る「活断層」関連 用語の概念整理	写し	H25. 12. 27	原子力規制委 員会	「将来活動する可能性のある断 層等」に「副断層」等が明記さ れており、主断層から距離のあ る地点で生じた変状や、債権者 らのいう「共役断層や副次的な 断層」の出現等については、平 成28年の熊本地震発生前から認 識されており、新規制基準によ り、原子力発電所における地盤 安定性評価にあたってこれを適 切に評価するよう求められてい たことは明らかであること
乙 125	令和 2 年度原子力 規制庁委託成果報 告書 断層変位評 価に係る調査	写し	R3. 3	原子力規制委 員会	熊本地震における複数の副断層 において、数千年ないし数万年 前の活動履歴があることが記載 されており、これらの副断層が 後期更新世以降に活動していた ことがわかること
乙 126 の 1	U. S. NUCLEAR REGULATORY COMMISSION OFFICE OF NUCLEAR REGULATORY RESEARCH REGULATORY	写し	H26. 3	U. S. NUCLEAR REGULATORY COMMISSION (米国原子力 規制委員会)	福島第一原子力発電所事故後の 2014年に改訂された左記ガイド には、「NRCは、地表の断層や 褶曲、断層クリープ、沈降や陥 没といった永久的な地盤の変位 を生じさせる現象による影響を 軽減することが不確実であり、 困難であることから、敷地に地

	GUIDE 4.7 (抜粋)				盤の永久変位が生じる可能性がある場合には、他に候補地を求めるのが賢明であるとするのみ記載されていること
乙 126 の 2	上記の訳文	写し	R3.9	債務者	